

税額算出方法

総所得金額

↓
(所得控除)

種類	控除額	
1 雑損控除	次のいずれか多い金額 ①(損失の金額 - 保険等により補てんされた金額) - (総所得金額等×1/10) ②(災害関連支出の金額 - 保険等により補てんされた額) - 5万円	
2 医療費控除	(支払った医療費 - 保険等により補てんされた額) - (総所得金額×5/100)または10万円のいずれか低い額 (限度額200万円)	
3 社会保険控除	支払った額	
4 小規模企業共済等掛金控除	支払った額	
5 生命保険料控除	支払った保険料	
	控除額	
	新契約	12,000円以下のとき 全額 12,000円超32,000円以下のとき 支払った保険料の1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下のとき 支払った保険料の1/4+14,000円 56,000円超えのとき 28,000円
	旧契約	15,000円以下のとき 全額 15,000円超40,000円以下のとき 支払った保険料の1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下のとき 支払った保険料の1/4+17,500円 70,000円超えのとき 35,000円
	●一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した額の合計が所得控除として認められます。(限度額70,000円)	
	●一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した額の合計が所得控除として認められます。(限度額28,000円)	
	6 地震保険料控除 (旧長期損害保険)	1. 支払地震保険料の2分の1相当(上限25,000円)が所得控除として認められます。
		2. 平成18年末までに締結した長期損害保険料(保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの)には、従前の損害保険料控除を適用する経過措置が設けられます(短期損害保険料控除は廃止になります)。
		支払長期損害保険料
		地震保険料控除に含まれる額
	5,000円以下のとき 全額 5,000円超15,000円以下のとき 支払った保険料の1/2+2,500円 15,000円超のとき 10,000円	
この経過措置に係る控除額と地震保険料控除の両方を適用できる場合は、控除額の上限は25,000円になります。		

6	地震保険料控除 (旧長期損害保険)	地震保険料控除					
			加入している保険	地震保険料控除に含まれる額			
		①地震保険料のみに加入	支払った保険料の1/2 (上限25,000円)				
		②長期損害保険のみに加入	これまでの計算方法と同じ (上限10,000円)				
	③長期損害保険と地震保険の2つ の保険に加入	合計して上限25,000円(長期損害 保険部分は上限10,000円)					
	④1つの保険で長期損害保険と地震 保険が備わっている保険に加入	長期損害保険控除と地震保険控除 のどちらか選択					
7	障害者控除	障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき…26万円 特別障害者については…30万円 納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である 場合につき…23万円を加算					
8	寡婦控除 ひとり親控除	納税義務者が寡婦である場合には…26万円 合計所得金額が500万円以下の単身者で、扶養親族である子を有する場合 には…30万円					
9	勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合には…26万円					
10	配偶者(特別)控除	納税者本人の 合計所得金額					
				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
		配偶者 控除	一般	33万円	22万円	11万円	
			老人	38万円	26万円	13万円	
				所得金額			
		配偶者 特別 控除	控除額				
			48万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円
			100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円
			105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円
			110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下			16万円	11万円	6万円		
120万円超 125万円以下			11万円	8万円	4万円		
125万円超 130万円以下			6万円	4万円	2万円		
130万円超 133万円以下			3万円	2万円	1万円		
11	扶養控除		●扶養親族1人につき…33万円 ただし、扶養親族が19~22歳未満の場合には…45万円 70歳以上である場合には…38万円 ●納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している70歳以上の 扶養親族は1人につき…45万円 ※年少扶養控除(扶養親族のうち、年齢16歳未満のものをいう。)に 対する扶養控除が廃止されました。				
12	基礎控除	納税者本人の 所得金額		2,400万円以下 43万円 2,400万円超2,450万円以下 29万円 2,450万円超2,500万円以下 15万円			

課税所得金額 × 税率一律10% (町民税6%、県民税4%)

↓
算出税額

↓
税額控除額